

議案第 6 5 号

羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する 条例の一部を改正する条例

第 1 条 羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(昭和 3 1 年条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、 <u>6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 0、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に <u>1 0 0 分の 2 2 0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)

第 2 条 羽生市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては
「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (１) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (２) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (３) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に <u>100 分の 217.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、<u>6 月に支給する場合においては 100 分の 220、12 月に支給する場合においては 100 分の 215</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～ (4) (略)

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 2 年 12 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 11 月 26 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明